

一般社団法人日本社会福祉学会第66回春季大会

目次

■ 大会プログラム	1
【日本社会福祉学会 2017年度学術賞受賞者講演】	
岩田 正美	2
■ シンポジウム	
外国人への支援	
～多文化共生社会とソーシャルワーク～	8
【シンポジスト】	
三浦 知人	9
石河久美子	11
朝倉 美江	16

日本社会福祉学会第 66 回春季大会

プログラム

■ 13:00～13:05

開会あいさつ 日本社会福祉学会新会長

■ 13:05～13:45

日本社会福祉学会 2017 年度学術賞受賞者講演

「研究の発想、方法の選択、解釈と概念装置

—『社会福祉のトポス—社会福祉の新たな解釈を求めて』を素材に—

岩田 正美（日本女子大学名誉教授）

■ 13:45～14:00

休憩

■ 14:00～16:55

シンポジウム

「外国人への支援～多文化共生社会とソーシャルワーク～」

□ コーディネーター企画趣旨説明（14:00～14:10）

加山 弾（東洋大学）

□ シンポジスト発言（14:10～15:30）

三浦 知人（社会福祉法人青丘社）

石河久美子（日本福祉大学）

朝倉 美江（金城学院大学）

— 休憩 —（15:30～15:45）

□ コメンテーター発言（15:45～16:00）

鍾 家新（明治大学）

□ 質疑応答・ディスカッション（16:00～16:55）

■ 16:55～17:00

閉会あいさつ 日本社会福祉学会新副会長

* 敬称略

* プログラムの進行上、時間は多少ずれる場合がありますのでご了承ください。

研究の発想、方法の選択、解釈と概念装置

— 『社会福祉のトポス—社会福祉の新たな解釈を求めて』を素材に—

岩田正美（日本女子大学名誉教授）

はじめに

学会賞の受賞者講演としては、受賞作の概要を述べるのが普通のやり方かもしれない。だが、せっかく春季大会に講演の場を与えていただいたので、ここは学会らしく、受賞作の研究発想、方法、解釈とその概念装置について述べ、議論の素材としたいと思う。

1. 本研究の発想と仮説

どのような研究も、その前提として、その人なりのなんらかの「疑問」や「こだわり」があるに違いない。『社会福祉のトポス』は、筆者が学部で社会福祉を学び始めて以来、もやもやと貯め込んできた、日本の社会福祉のある見方についての疑問が原点にある。それは、一種の段階論によって社会福祉のメガトレンドを捉える見方で、中央政府はもちろん、学会のなかでも、古いものから新しいものへ、救貧から「普遍的」ニーズへ、所得保障からサービス保障へというトレンドにあてはめて、社会福祉の諸事象を整理するのが普通であった。中央政府の福祉政策は、時々目玉政策によって社会福祉全体を色づけ直す風潮があり、その政策変化はあたかも「ニーズ」の変化であるように説明される。すると、実践団体ばかりでなく、学問研究もこれに追従する傾向が少なからずある。私は、こうしたメガトレンドや目玉政策の外の問題に関心があったこともあって、「発展段階」のような把握ではなく、日本の戦後社会福祉を、その矛盾も含めて、全体として捉える必要があると考えていた。その原点に戻ってまとめたのが受賞作である。

『トポス』とは場所や位置を意味するギリシャ語である。この言葉は多様に使われているが、本研究では、社会の中に社会福祉が位置付く「形式」と「場所」を表すものとして使った。社会福祉のとらえ方は様々であり、たとえば援助関係に集中して、これをとらえたり、利他や扶助の源泉を辿ったりするような方法もありうる。しかし、本研究では、個々の援助もまた援助者それ自体を含んだ援助資源とその配分をコントロールする権力、あるいはそれへの抵抗などを含んだ社会的な仕組みの中に存在しているのだから、その社会的仕組の中で制度化され実施されてきた具体的な社会福祉事業を出発点として理解することが妥当と考えた。この場合、これらの具体的な社会福祉事業は、通常仮定されるような、ニーズ→それに応じた充足手段の選択→「自立」の達成といった「物語」の中には存在せず、むしろ、ある社会福祉の実現を仕掛ける主体による「ニーズ」や「対象」の創造→資格要件や供給基準の設定・調整→異なった形式による、異なった場所＝「トポス」への位置づけとしての承認、というプロセスの中で把握されると仮定した。こうしたいくつかの「トポス」をもつ社会福祉事業の考察から、—welfareだけでなく、illfareも含めた矛盾に満ちた社会福祉像（Titmuss, R.）を把握できると仮定した。

2. 方法の選択

上の仮定に従って、戦後日本の「表層」に現れた具体的な社会福祉事業群から、帰納的にその背後にある政策判断を探り、それを「トポス」の異なった位相として示すという方法を考えた。ここで社会福祉事業の具体的範囲として、これを広めに列挙した、総理府社会保障制度審議会の定義を採用した。すなわち、社会保障（社会保険、公的扶助、社会福祉、医療・公衆衛生、援護）および関連制度（雇用政策、教育政策、刑事政策）を包含したものである。つまり、この「広め」の事業全体の中に、社会福祉の「トポス」を探り当てようとするもので、特定の分野に限定しないことが肝要と考えた。具体的な事業の「採取」は、厚生白書（厚生労働白書）を中心に、教育白書、犯罪白書、および失業対策年鑑を素材に、そこに示された事業名と白書におけるその「位置」に注意して、年次別に年表を作るという方法をとった。教育白書や犯罪白書ではその全てではなく、社会保障・社会福祉と重なり合って事業展開されることの多い課題を中心に事業採取してみた。中央政府レベルの行政年次報告を利用するのは、とかく使われてきた法レベル（三法時代→六法時代）の区分より、実際の事業展開に即していると考えたからである。中央政府のものに限定したのは、作業量からの制約である。したがって自治体発、あるいは民間発の事業は、中央政府がそれを取り上げた時の、中央政府の価値判断のみを採用したことになり、その点での限界を持つ。

3. 分析のための概念装置

年次報告書としての白書の記述は、単なる事業の列挙、課題の列挙ではない。事業はいくつかに分類整理され、課題もまた序列付がある。事業の整理は、社会福祉事業の行政的分類であるが、分類自体の組み替え→行政セクションの組み替えとなることも少なくない。戦後の長い期間を通してみると、社会福祉事業の分類がかなり変化していることに気がつく。したがって、年表における具体的事業の記述に当たっては、「事業集合」という概念を用い、事業集合の大項目—中項目—小項目の配列と、全体の序列に注意した。同時に「事業系列」という概念も用いているが、これはやや技術的な事業分類を示すもので、たとえば所得保障系列とかサービス系列というような使い方をした。「事業集合」と「事業系列」はむろん一致しない。

年表の記述においては、冒頭におかれることが多い、問題意識（総説）と具体的課題にも着目し、この課題自体も大項目—中項目—小項目といった序列の構造が分かるように配した。

4. 解釈のための概念装置

作成された年表からは、事業集合の歴史的変遷が「パネル調査」のように辿ることが出来る。この具体的な歴史変遷は、それだけでも戦後日本の社会福祉事業の展開へ多くの示唆を与えるもので、この著作でも、なぜそのような変遷を辿ったかを考察した。だが、社会福祉の異なった位相の議論として展開するには、各事業（連合）を社会に位置づけるための「形式」の違いを、かなり大雑把に一般化した概念装置が必要であった。このために用意したのは、「一般化形式」と「特殊化形式」という概念である。「一般化形式」とは、当該社会で一般的に行われており、望ましいと認知されている労働や生活の様式を前提とし、それらの「一般的様式」をより

安定的なものとして維持させることを明らかな目標として、社会福祉のいくつかの事業・事業集合が社会にその「トポス」を獲得することを意味している。「特殊化形式」とは、このような一般的な労働や生活様式で営まれている社会のメインストリームにではなく、そのような一般的様式とは異なった「特殊」あるいは「特別」な「場所」への接合を社会が容認していく形式を意味している。「特殊化形式」の空間は多様であるが、最も典型的には、療養所や施設など、社会の中心部から距離のある周縁部の空間に用意された「トポス」であろう。例えば、「普通教育」の義務化の猶予・免除の対極に位置する「特殊教育」（特別支援教育）、一般医療を担う病院や診療所の傍らで、隔離も含めて営まれた「政策医療」の場としての国立療養所、病院、研究所などが挙げられる。この「一般化」と「特殊化」はきれいに二分されるものではなく、「一般的空間」自体がもつ格差や序列が、社会福祉の「トポス」の序列化に結びつくことがある。「一般化形式」の社会福祉のトポスの多くは、国民の一般生活の中に「予防」として浸透し、「貧困」への対応も「権利」への反応としての形式を備えるようになってきている。他方、「特殊化」形式のトポスは「一般」の「補完」というだけでなく、「補償」や「保護」、「特別対策」としての対象の「特定化」、施設や病床への収容、矯正、治療研究への貢献など「特殊な手法」を不可避とし、そのようなものとして社会総体にとって承認されてきた。このため「特殊化」形式は、隔離などを伴うこともあるが、「一般化」形式が持つ限度を超えた給付やサービスを「特定の対象」へもたらす可能性をも含む。いずれにせよ社会福祉は、この「一般化」と「特殊化」形式の双方の異なったトポスの多面体として、社会総体の有機的な部分となっていると考えることが出来る。これらを図示すれば、図1のようなものが描ける。

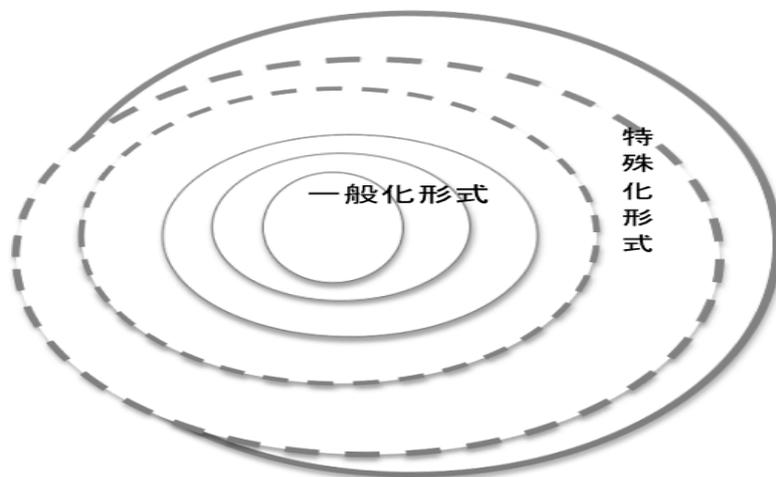


図1 社会福祉のトポス

これを、現代日本の社会福祉のトポスの解釈に応用してみよう。今、先の図1を、簡略化して図2のような中心円にある「一般化」形式による社会福祉のトポスを前提にすると、「一般化」形式による制度持続が現代の社会保障構造改革の中心にあり、したがってその合理的制度

設計と、給付水準をセーフティネットまで圧縮した改革ができるかどうか、今日の社会福祉の第1の論点となっている。これを矢印Aで示しておく。中心円から外れた「特殊化」形式ないしはグレーゾーンにあるような社会福祉のトポスの一部から、または全く「排除された人々」を、「就労」や「人間力強化」を目標とした個別計画によって中心円へ「押し戻す」役割を期待されているのが「自立支援」＝日本版ワークフェアである。「特殊化」形式は多様な「トポス」を持つので、ここでの押し戻しは全てに関わるわけではない。収容施設や病院の長期入院、失業者（半失業者）、ホームレスやその予備軍、外国人労働者、高年齢者、障害者の一部、とりわけ「人間力がない」とされた「若者」が具体的対象となっている。このような「押し戻し」を矢印Bとして示しておく。

他方で、矢印Cは、「個人の自立」ではなく、中心円である「一般の労働と生活」の縁取りを広げていくような動きを意味している。「一般社会が変わる」方向、もしくは、すでに変貌した「一般社会」それ自体を認めて、それを社会福祉に反映させていくような役割としておきたい。それはこの図2では省略した「一般化」形式における社会福祉のトポスがもつ格差や序列の再検討を当然含まざるをえない。例えば非正規労働者への社会保険の拡大や、地域包括支援におけるサービス付き高齢者住宅の重視、障害者福祉分野で積み重ねられてきた、いわゆる「バリアフリー」などのまちづくりや、多様な労働のあり方の議論が、ここでの矢印Cの方向に含みうるだろう。細分化された福祉分野のトレンドのトレースではなく、このような総体としての社会福祉のトポスの中で、「押し戻しB」や「押し広げC」の成功・不成功がどのようになされているかを検証することも、今後の社会福祉の大きな研究課題となろう。

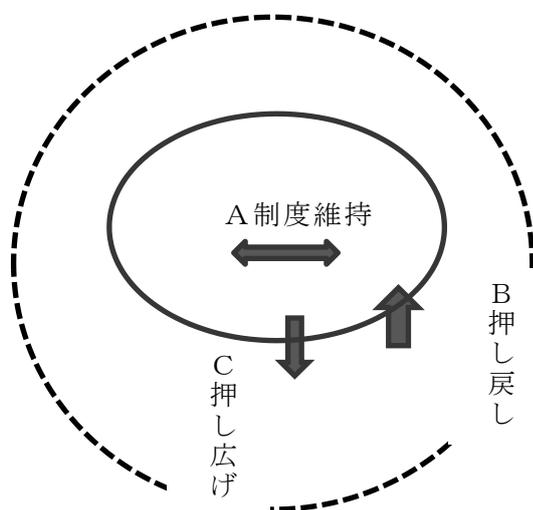


図2 現代日本の社会福祉のトポス

参考文献

Welfare and Wellbeing—Richard Titmuss’s contribution to social policy, (Alcock,P. Glennerster,H ,Oakley,A. and Sinfield,A. eds./Bristol ,The Policy Press/pp.211/2001年)
 社会福祉のトポス (岩田正美/有斐閣/pp.1~444/2016年1月15日)

研究の発想・方法の選択、 解釈と概念装置—「社会福祉 のトポス」を素材に—

岩田正美

発想（1）

- 長期にわたる疑問・テーマの温め
- 「社会福祉」と呼ばれてきたもの・呼ばれているものの多様性や矛盾、混乱への着目
- 「（社会福祉政策）へ利他主義の高貴な雰囲気、他者への関心、平等への関心、その他を付与するような自動的反応をすべきではない。……ある集団にとって“welfare”であることが、他の集団にとっては“illfare”かもしれない」（Titmuss,R 1974）
- 「異なった福祉観や多様な制度形態から浮かび上がってくる、福祉の本質的なアイデンティティは、シンプルからはほど遠い。……ある具体的な社会福祉制度の本質は先験的にきめることはできない」（Mishara,R 1981）

発想（2）

- 日本社会の「表層」にある「事実」としての社会福祉事業から出発して解釈する。
- 旧来の発展段階論（3法-6法-パラダイム転換）は疑問形にしておく。社会福祉は、発展し、良くなっていく、とは限らない。
- 「選別主義から普遍主義」「措置から契約へ」といった解釈も疑問形にしておく。
- 社会福祉を、「援助関係」に集中して把握する方法は、ここではとらない。その「援助関係」を規定する社会的仕組みと具体的な制度や事業を「事実」の中心に置く。
- （仮説として）社会福祉は、社会へのその位置づけにおいて異なった位相（トポス）の事業を含み、そのようなものとして社会に承認され、あるいは変更されてきたのではないか

準備（1）

- 通常は文献研究=先行史
- 本書では、日本の社会福祉(原理論)のレビューは省略
- 「事実」としての表層から出発する上で不可欠な、「ニードと資源」について、またこれを決定する「権力」について、自己批判も含めて、文献研究を配した。
- ニード論の矛盾
 - ①社会福祉供給者の規定するニード
 - ②本人の感じるニードないしは問題
 - ②は①とともにしか論じられない。
 - ニードは単なる問題ではなく、何かに対する必要である。
- 社会問題と個別援助
 - 社会的ニード（三浦）
 - 社会問題の個別ニードへの転換

準備（2）

- 準備（1）の前提として、社会福祉の固有論とこれへの批判、という日本的文脈について、必要な範囲で議論。
- 社会福祉は「固有」の原理をもつのか、学際的研究の「フィールド」か
- Social Policyの英国の議論にも同様の議論がある。
- 本書では、「フィールド」であり、その中から「固有性」やsubjectが研究されてきた、というオルコックの議論に寄って立つた。

方法の選択

- 社会の「表層」におかれた社会福祉事業を、中央政府の行政報告（白書）を素材として把握。
- そこで表現された①社会福祉の課題認識、②ある社会福祉事業がどのような事業集合の中に位置づけられているか、その事業集合の要素事業の序列とその変遷、③問題や対象者カテゴリ、④供給手段の種類について、1年ごとの白書から読み取って、年表に記載し、一種の縦断データとする。
- 社会福祉事業の範囲は、総理府社会保障制度審議会の定義を採用した。すなわち、社会保障（社会保険、公的扶助、社会福祉、医療・公衆衛生、援護）および関連制度（雇用政策、教育政策、刑事政策）を包含。
- 具体的素材は、厚生白書・厚労白書、失業対策年鑑、犯罪白書、教育白書（文部科学白書）である。
- 教育白書は、小・中等教育部分および教育機会均等、学校保健に。犯罪白書は「更生保護カテゴリ」に注目して記載。
- 中央政府の行政報告であることからの限界

素材加工のための概念

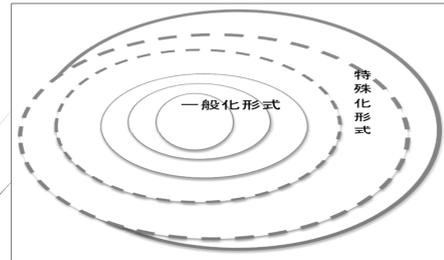
- 事業集合・要素事業
白書の記載は、単なる事業の羅列ではなく、そこに事業の分類整理および序列づけといった価値の問題を含む。
そこで、事業を、大集合、中集合、小項目（要素事業）の関係に注目して、その配置と変遷を意識した。ある事業が、どの事業集合の要素となるかは、決まっていない。
- 事業系列・・・やや技術的な事業把握。所得保障系列など。
- 問題意識も分類可能。
- トレンドではなく、細かい事業をもれなくつかまえることに腐心。

作成された年表からは、パネル調査のように、事業史が辿れる。その特徴

- 事業集合の変動の歴史
- それは事業系列や、初期の行政組織に必ずしも基礎づけられない。
- 法制度と事業集合は一致していない。
- 先進国モデルのキャッチアップと日本的解釈によるその変容
- 対象カテゴリーの曖昧な定義と区分。
- 2001年版厚労白書以降（今日まで）、厚労省の課題認識において、社会福祉は「地域福祉」カテゴリーに置き換えられ、また本書以降の白書では、「地域福祉」も「自立した暮らしの実現と暮らしの安心確保」に大きく括られていくようになる。

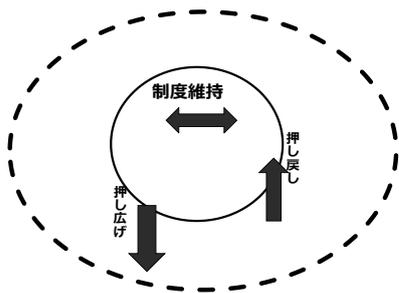
解釈のための概念

- 作成された年表からは、パネル調査のように、事業史が辿れる。
- しかし、社会福祉の「トポス」は、この事業史を、社会福祉事業の社会的位置づけとして、一般化できる概念が必要。
- 社会への社会福祉事業の位置づけを「一般化形式」と「特殊化形式」という概念で整理しなおす。
- 「一般化形式」とは当該社会で一般的に行われている労働や生活の様式を前提とし、それらをより安定的なものとして維持させることを明らかな目標として、社会福祉のトポスが与えられる。
- 「特殊化形式」とは、一般的様式とは異なった「特殊」あるいは「特別」な「場所」への接合形式でのみ、社会が容認していく形式を意味している



「一般化」は、予防や権利として、一般生活に浸透。「特殊化」は、普通教育に対する特殊教育、隔離も含めた政策医療の多様な「場」、多様な社会福祉施設などに具体化される「特殊な手法」によるトポスの獲得。
ただし、「一般化」と「特殊化」はきれいに二分されるものではなく、「一般的空間」自体がもつ格差や序列が、社会福祉の「トポス」の序列化に結びつく。社会福祉は、この「一般化」と「特殊化」形式の双方の異なったトポスの多面体

現代へのあてはめ



ご清聴有り難うございました

- 参考文献
“Welfare and Wellbeing—Richard Titmuss’s contribution to social policy” (Alcock,P. Glennerster,H ,Oakley,A. and Sinfield,A. eds./ Bristol ,The Policy Press/ p 211/2001年)
“The Student’s Companion to Social Policy” Alcock,P.Erskine,A.&May,M,eds, Blackwell, 1998年
“Society and Social Policy” 2nd edition、Mishra,R. London: Palgrave Macmillan,1977年
社会福祉のトポス (岩田正美/有斐閣/ pp.1~444/2016年1月15日)

「外国人への支援～多文化共生社会とソーシャルワーク～」

【シンポジスト】

三浦 知人（社会福祉法人青丘社）

石河久美子（日本福祉大学）

朝倉 美江（金城学院大学）

【コメンテーター】

鍾 家新（明治大学）

【コーディネーター】

加山 弾（東洋大学）

趣旨

外国人の定住化が進むにしたがい、人々の孤立や不安定な雇用などの現代社会の課題は、日本に暮らす外国人を取り巻く生活状況に影響を及ぼしている。結婚や離婚、ドメスティック・バイオレンス問題、居住の不安定さ、子どもの教育、労働、経済的問題と課題は山積している。つまり、さまざまな局面で社会的課題が明確化してきている。地域における外国人への支援にむけて、ソーシャルワークのあり方を再検討していく必要がある。

2016年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が公布され、2017年11月から施行された。この制度は技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものである。これによって今後、対象者が国内で増加していくこと、また実習対象の職種に介護職が入ったことは大きな変化である。社会福祉をとりまくさまざまな側面で、外国人支援のあり方が問われていく。

この問題に限らず、日本で暮らす外国人が生活上どのような困難やニーズを抱えているのか、文化が異なることによってどのような葛藤が生じるのかを改めて把握し、その多様な文化を橋渡しする、多文化共生社会の実現にむけたソーシャルワークの実践から学ぶことは、これからの社会福祉を考えていく上で極めて重要なテーマである。地域共生社会のなかに外国人支援をどう位置づけていくのか、改めて社会福祉としての意味づけを行い、ソーシャルワークの新たな方向性を模索したい。

額に汗して働く者の街川崎南部の多文化家族の生活課題

三浦知人（社会福祉法人青丘社事務局長）

1. 私たちの街 川崎さくらもと 民族差別と闘う在日コリアン2世を中心とした地域活動
 1970年代の2世代 厳しい差別の実態 社会保障制度からの排除
 テーマ「民族差別の実態は地域社会の生活の中に色濃く存在する」
 あきらめ、絶望、自暴自棄
 弱い立場の子どもたちに厳しく表れる実態 基礎学力不足 非行
 活動の始まり 「わが子にだけはみじめな少年期を送らせたくない。差別される側
 が下を向いてはいけぬ。」一握りの母親の強い想い
 保育園・子ども会・進路保障 本名を呼び名のる運動
 1990年代以降の新しく国境を越えて暮らす外国人
 新しい外国人の定住化、多様化
 2000年以降の市民活動の参画

2. 地域活動から見えてくる根深い差別の実態



2018年青丘社組織図

コミュニティーの弱体化と子育て、高齢者の生活支援の重要性

定住化、二層化、若年母、

(1) 出産から就学前 子育て支援が最も必要な人たちが、最も遠い存在
見えない こども医療互助会

出会いが生かされない。 行政システムの問題 通訳支援

(2) 小学生、中学生期

学校での非適応 多文化家族の当事者の孤立 親子の離反

家族呼び寄せ 学習サポート 母文化保障の課題

(3) 高校入学のあきらめ 中退

(4) 高齢化の課題 無年金 非識字 文化の違い 豊かな老いの保障

3. 多文化が共生する社会の実現に向けて

多様化・孤立・貧困・分断

2015 に起きた川崎南部の事件

多摩川河川敷の中学生虐殺

ドヤの火事による死傷者

わが街へのヘイトデモ襲撃

助け - 助けられる関係を創る「街づくり」とわが街の地域包括ケア

生きる主体と福祉の専門家の正常な関係性づくり

高齢者・障がい者こそが街づくりの主体

多文化ソーシャルワークの実践の現状と課題
—共生社会の実現に向けて—

石河久美子（日本福祉大学）

1. 多文化ソーシャルワークが必要とされる背景

- 1) 近年の外国人移住者の傾向と実態
 - ・多様化と増加
 - ・短期滞在から長期滞在、定住へ
 - ・「地域の生活者」としての外国人
 - ・国際結婚家族、移住労働者家族の増加
 - ・難民、中国帰国者、技能実習生、留学生
- 2) 多様化・複雑化・深刻化する生活問題
 - ・親子・夫婦のコミュニケーション・ギャップ
 - ・国際離婚・ドメスティックバイオレンス
 - ・子育て不安・児童虐待
 - ・不就学・不登校・非行
 - ・10代未婚の妊娠、出産
 - ・ニューカマーの高齢化
- 3) ソーシャルワークの支援の必要性
 - ・生活情報提供、日本語教育支援、雇用体制の整備とともにソーシャルワークの専門知識や技術を導入したサービスの必要性

2. 多文化ソーシャルワーク

- 1) 多文化ソーシャルワークとは
 - ・多様な文化的背景を持つクライアントに対するソーシャルワーク
 - ・クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク
 - ・クライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することにより生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク
- 2) 多文化ソーシャルワークの実践分野
 - ・あらゆる社会福祉の分野における多文化ソーシャルワークの必要性
 - ・多分野にまたがる複合的支援の必要性
- 3) 多文化ソーシャルワークに必要とされる知識・技術・価値
 - ・ソーシャルワークの基本的知識・技術・価値—ジェネリック
 - ・多様な文化的背景を持つ外国人に対応できるカースペシフィック

3. 多文化ソーシャルワークの実践方法ーマイクロ・メゾレベル

- 1) クライエントの社会的・文化的背景の尊重
- 2) 日本的価値観のものさしに気づく
- 3) クライエントの日本への適応のアセスメント
- 4) 適切な言語での対応
- 5) 適切な通訳の活用
- 6) クライエントの代弁者となる
- 7) クライエントと社会資源の仲介者となる
- 8) 連携体制の構築

4. 多文化ソーシャルワークの実践方法ーマクロレベル

- 1) 多言語・多文化サービスシステムの充実化
- 2) 多文化ソーシャルワーク実践者の養成と活用
- 3) 保健・医療・福祉専門職者に対する研修
- 4) サービス・組織としての外国人支援
- 5) 日本語教育プログラムの拡充
- 6) 市民に対する異文化理解講座の開催
- 7) 外国人に対する異文化理解講座の開催
- 8) 支援に繋がる実態調査の実施

5. 多文化ソーシャルワークの実践の現状と課題

- 1) 多文化ソーシャルワークの実践の現状
 - ・多文化ソーシャルワーク実践者の不足
 - ・外国人ケースの潜在化
 - ・社会福祉専門職者の外国人の問題に対する認識不足と介入の立ち遅れ
 - ・外国人の問題に専門的に対応できるシステムが形成されていない現状
 - ・日本語教育支援者、外国人支援ボランティア、通訳等がソーシャルワーク的支援を実施
 - ・福祉専門職者と外国人支援者の連携の困難さ
- 2) 多文化ソーシャルワーク実践に向けての課題
 - ・多様な文化的背景を持つクライアントに対応できる力を身につける必要性
 - ・大学教育を通して多文化ソーシャルワークを学ぶ機会の担保
 - ・社会福祉専門職者および外国人支援者への多文化ソーシャルワーク研修の実施と双方の連携強化
 - ・日本の現状にかなった多文化ソーシャルワーク理論の開発と発展

多文化ソーシャルワークの実践の現状と課題
—共生社会の実現に向けて—

2018年5月27日
日本福祉大学教授
石河久美子

1

近年の外国人移住者の傾向と実態

- ・多様化と増加
- ・短期滞在から長期滞在、定住へ
- ・「地域の生活者」としての外国人
- ・国際結婚家族・外国人家族の増加

2

日本における多様な移住者たち

- ・国際結婚家族
- ・移住労働者家族
- ・難民
- ・中国帰国者
- ・技能実習生
- ・留学生

3

・多様化・複雑化・深刻化する
生活問題

- ・親子・夫婦のコミュニケーションギャップ
- ・ドメスティックバイオレンス、国際離婚
- ・子育て不安・児童虐待
- ・不就学・不登校
- ・非行、10代未婚の妊娠、出産
- ・オールドカマーのみならずニューカマーにもさしかかる高齢化の問題

4

多様化・複雑化・深刻化する問題に
対応するためには

- ・ソーシャルワークの支援の必要性
生活情報提供、日本語教育支援、
雇用体制の整備と共に、
ソーシャルワークの専門知識や
技術を導入したサービス・人材育成の
必要性

5

多文化ソーシャルワークとは

- ・多様な文化的背景を持つクライアントに対
するソーシャルワーク
- ・クライアントが自分の文化と異なる環境に
移住、生活することにより生じる心理的・
社会的問題に対応するソーシャルワーク
- ・クライアントとワーカーが異なる文化に属す
る援助関係において行われるソーシャル
ワーク

6

多文化ソーシャルワークの 実践分野



7

多文化ソーシャルワークに必要とされる 知識・技術・価値

・ジェネリック

ソーシャルワークの基本的知識・技術・
価値

・スペシフィック

多様な文化的背景を持つ外国人に対応
できる力

8

多文化ソーシャルワークの実践方法 —マイクロ・メゾレベル—

1. クライアントの社会的・文化的背景の尊重
2. 日本的価値観のものさしに気づく
3. クライアントの日本への適応の
アセスメント
4. 適切な言語での対応
5. 適切な通訳の活用

9

多文化ソーシャルワークの実践方法 —マイクロ・メゾレベル—

6. クライアントの代弁者となる
7. クライアントと社会資源の仲介者となる
8. ソーシャルネットワークの拡大
9. 連携体制の構築

10

多文化ソーシャルワークの実践方法 —マクロレベル—

1. 多言語・多文化サービスシステムの
充実化
2. 多文化ソーシャルワーカーの養成と活用
3. 保健・医療・福祉専門職者に対する研修
4. サービス・組織としての外国人支援

11

多文化ソーシャルワークの実践方法 —マクロレベル—

5. 日本語教育プログラムの拡充
6. 市民に対する異文化理解講座の開催
7. 外国人に対する異文化理解講座の開催
8. 支援につながる実態調査の実施

12

多文化ソーシャルワークの 実践の現状

- ・多文化ソーシャルワーク実践者の不足
- ・外国人ケースの潜在化
- ・外国人は福祉専門職者に直接支援を求めず、福祉専門職者には外国人のニーズや問題が見えない
- ・福祉専門職者の外国人の問題に対する認識不測と介入の立ち遅れ

13

多文化ソーシャルワークの実践の現状

- ・外国人の問題に専門的に対応できるシステムが形成されていない現状
- ・日本語教育支援者、外国人支援ボランティア、通訳等がソーシャルワークの支援を実施
- ・福祉専門職者の外国人ケースの丸投げと外国人支援者の丸抱えー連携の困難さ

14

多文化ソーシャルワーク実践に 向けての課題

- ・多様な文化的背景を持つクライアントに対応できる力を身につける必要性
- ・大学教育を通して多文化ソーシャルワークを学ぶ機会の担保
- ・社会福祉専門職および外国人支援者への多文化ソーシャルワーク研修の実施と双方の連携強化
- ・日本の現状にかなった多文化ソーシャルワーク理論の開発と発展

15

愛知県における 福祉専門職と外国人支援者の連携の試み

- ・都道府県レベル初の多文化ソーシャルワーカー養成講座を実施(2006年度ー2011年度)。108人の修了生を輩出
- ・外国人支援者と福祉専門職者の双方が受講
- ・継続研修を経て修了生が「あいち多文化ソーシャルワーカーの会」を結成
- ・勉強会、情報交換会、多文化対応相談の冊子の作成など

16

参考文献

- ・石河久美子『多文化ソーシャルワークの理論と実践ー外国人支援者に求められるスキルと役割』 明石書店 2012年
- ・石河久美子『異文化間ソーシャルワーカーー多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』 川島書店 2003年
- ・石河久美子「在住外国人の現状と支援の課題ー多文化ソーシャルワークの普及に向けて」『社会福祉研究』第120号、2014年
- ・愛知県国際交流協会「相談窓口担当者のための多文化ってこういうことー社会福祉編」 2018年

17

はじめに

「外国人」とは、どのような人達なのだろうか。私たちの生活はコミュニティのなかにあるが、そのコミュニティのなかで「外国人」はどのような存在なのだろうか。国籍、文化、言語が異なる人たちをなぜ私たちは移民ではなく、「外国人」と位置づけているのだろうか。そこにこの問題の本質があると考えている。人口減少が進み、地域崩壊が危惧され、現実化しつつあるなかで、「労働力」として期待される「外国人労働者」を私達は支援してきたのか、支援できているのだろうか。そもそも彼らはなぜ支援が必要なのだろうか。

本報告では、「外国人」を移民と位置づけ、こんにち求められている「地域共生社会」を実質化するためには多様な国籍・文化・言語を明確に位置づけた多文化共生地域福祉という枠組みでの支援が求められていることを提起したい。

1. 外国人労働者問題とは何か

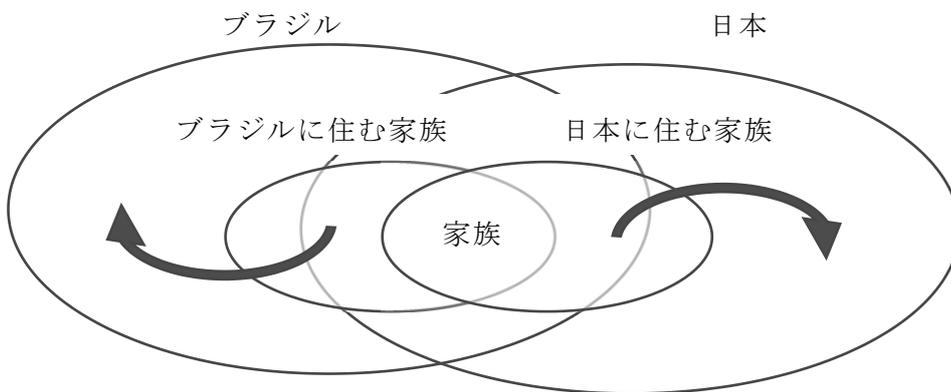
「外国人」とは当該国の国籍をもたない人を表す言葉であるが、国際的には「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも12ヶ月間当該国に居住する人のこと」（国連人口統計局）を移民と称している。日本ではこの定義に該当する移民は近年増加傾向にあり、なかでも「外国人労働者」数は、ここ数年過去最多を記録している。日本は移民の受入れを是認していないが、「外国人労働者」の滞在の長期化に伴い、事実上移民を受入れているに等しい状況にある。

現在、私達の国で生活している「外国人労働者」の在留資格は、身分に基づく在留資格である「定住者」もしくは「国際貢献」という名目によって認められている「外国人技能実習制度」による「技能実習」が大部分を占め、「非正規滞在」の「外国人労働者」も一定数存在している。

1989年の「出入国管理及び難民認定法」改正によって「日系人」（3世まで）に就労制限のない「定住者」資格が認められた。その背景には①人口減少等による労働力不足、②グローバル化、③明治期からの日本の移住推進政策、④ブラジルのハイパーインフレーション等があった。なかでも日本の製造業における「単純労働力不足」は深刻であった。しかし、政府は、単純労働者としての「外国人」は受け入れない、という方針を掲げていた。その矛盾のなかで、血統に基づく受入れという特殊な位置づけによって、彼らは工場労働者として「市場媒介型」の移住システムのもとブラジルから工場にピンポイントで移住することとなった。彼らは移民＝生活者としてではなく「労働者」として位置づけられたことにより、彼らが抱えさせられた生活・労働問題は「外国人労働者問題」として顕在化したのである。

2. 外国人労働者問題の特徴

「定住者」は、日系人のみに該当する在留資格であり、日系人とは日本にルーツをもつ外国人である。「外国人労働者がそこに存在しつつも、社会生活を欠いているがゆえに地域社会から認知されない存在となること」から彼らの存在は「顔の見えない定住化」として捉えられてきた。「顔の見えない定住」とは、まさにコミュニティから排除された存在であり、彼らは派遣社員という非正規雇用労働者であり、地域の間人関係、社会関係、さらには医療、福祉、住宅、教育など社会保障・社会サービスからも排除された存在である。1980年代後半から急増した日系ブラジル人たちはデカセギ労働者として位置づけられてきたが、結果として長期滞在となり、実質的な移民となっている。



移動は流動的で、家族のライフサイクルの中で変化する！

図1 トランスナショナルな移住家族の概念図

日系ブラジル人のデカセギについて理解するためには、その家族たちがトランスナショナルであることを認識する必要がある、それはつまり、その家族の成り立ちの時期（来日前か来日後か）、家族が立てた目的及び計画、既存社会ネットワークへの家族の適応、日本の家族とブラジルの家族との関係などを理解することが必要である。そして、「外国人労働者問題」は、雇用など社会経済状況の影響を受けた「不安定定住」によるものである。「不安定定住」とは、「不安定就労（非正規雇用）であることによって居住も不安定であり、そのことがコミュニティでの人間関係も不安定化させている。さらに移民は、国境を超えて移動することから二国間の家族のあり方や地域の生活文化を含むアイデンティティに関わる生活・人生のあり方を問うような、より深刻な不安定さを抱えている」。具体的には有期雇用で、低所得であり、社会保障制度（医療・雇用・年金・介護など）からも排除され、相談や情報提供も不十分であり、コミュニティの社会参加、政治参加からも排除された存在となっている。

3. 外国人労働者問題への支援の実態

2008年は「ブラジル移民100周年」であった。その同じ年の秋リーマンショックによる世界金融恐慌が発生し、多くの日系人が「派遣切り」をされた。真っ先に派遣切りに遭ったのは「外国人労働者」たちであった。その後日本人の派遣切りも行われ、年末には「年越し派遣村」が実施された。2009年に日本政府は「日系人離職者に対する帰国支援事業」を創設し、2010年3

月までに 20,649 人が利用した。「好ましくない外国人」と見なされ、厄介払いが行われたともいえる。また、「実習生の賃金未払いで長期間にわたる裁判で勝っても支払い能力のない事業所で支払えず、海外に逃亡された例もあり、問題解決が困難であり、展望がもてない」「実習生の存在は、海外に工場をつくれぬ零細業者のカンフル剤にしかすぎない。少ない年金で生活困難に陥るおそれのあった老夫婦が実習生を雇うことでなんとか生活が成り立っている」など低賃金でセクハラなどのハラスメントも多い劣悪な労働環境にある。

そのような「外国人労働者」への支援は、日本語教育のボランティア、NPO、コミュニティ・ユニオンなどが中心に行っていたが、自治体レベルでは「外国人集住都市会議」（2001 年）が、オールドカマーの先進的な取組み（神奈川、大阪など）を背景に国への「外国人支援：統合化政策」を要望している。外国人集住都市のボランティアや当事者組織、NPO も積極的に声をあげつつある。そのような取組みのなかから多言語による相談・通訳や情報提供、学習支援（不就学への対応等）、就労支援などが行われるようになってきた。

2006 年に総務省は、各都道府県・政令自治体に対して「地域における多文化共生推進プラン」を策定するように通知を出している。2015 年 4 月時点で 708 市町村（全自治体の約 40%）が策定している。しかし、その計画を実質化するための予算措置が不十分であり、責任主体の明確化なども課題である。したがって未だ十分な支援体制が整備されないなかで、NPO やコミュニティ・ユニオンなどが先駆的に熱心な支援を行っているのが現実である。

4. 多文化共生地域福祉への展望

移民支援のあり方を考えるにあたって、何よりも重要で早急に求められるのは国の統合的な移民政策である。しかし、現実的には今なお「移民ではない」としたまま、2015 年には改正特区法で「外国人家事介護支援人材」を受入れ、2016 年には在留資格「介護」の創設や外国人技能実習制度に「介護」を含め、さらに 2018 年 7 月からは「日系 4 世」に就労資格が与えられるなど「外国人労働者」の受入れは拡大している。移民政策がないまま受入れが拡大しているなかでは、彼らへの支援の中心は、今なお、ボランティアや NPO などの民間支援団体に委ねられているのが現実である。

また、当初「外国人労働者問題」であった非正規雇用の労働者が約 4 割となり、さらに 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を始め、地震、暴風雨による災害なども増加傾向にあり、日本国内でも私たちの生活は、「流動性」が高まっている。その「流動性」、移動することを前提としたコミュニティを創造することが求められている。さらにその移動が、国境を越えて行われる移民の場合、移動することが、その人生のプロセスのなかで当たり前という生活になる。日系ブラジル人など日本で生活している移民は、ホスト国である日本に永住するのか、もしくは帰国するのかは、マクロ、メゾ、ミクロという多様な要因に左右されるのが現実である。したがって、そのように翻弄され、流動的な移民の生活を支えていく「多文化生活支援システム」の構築が必要不可欠である。

「多文化生活支援システム」とは、「流動性」が高い移民の生活を支えるためにグローバルなコミュニティを位置づけた生活支援のシステムである。日系ブラジル人の生活は、国境をまた

いで生まれ、さらに家族のなかでも日本で暮らす家族、ブラジルに暮らす家族というようにナショナルな空間、ナショナルなセーフティネットだけではその生活を安定的に営むことは困難である。トランスナショナルな移住生活を支えるためには、多文化共生地域福祉という枠組みが必要であり、本来は政府の役割が重要であるが、現実的には自治体、NPO、地域住民との協働によって「不安定定住」の生活を安定化させる支援が必要不可欠である。

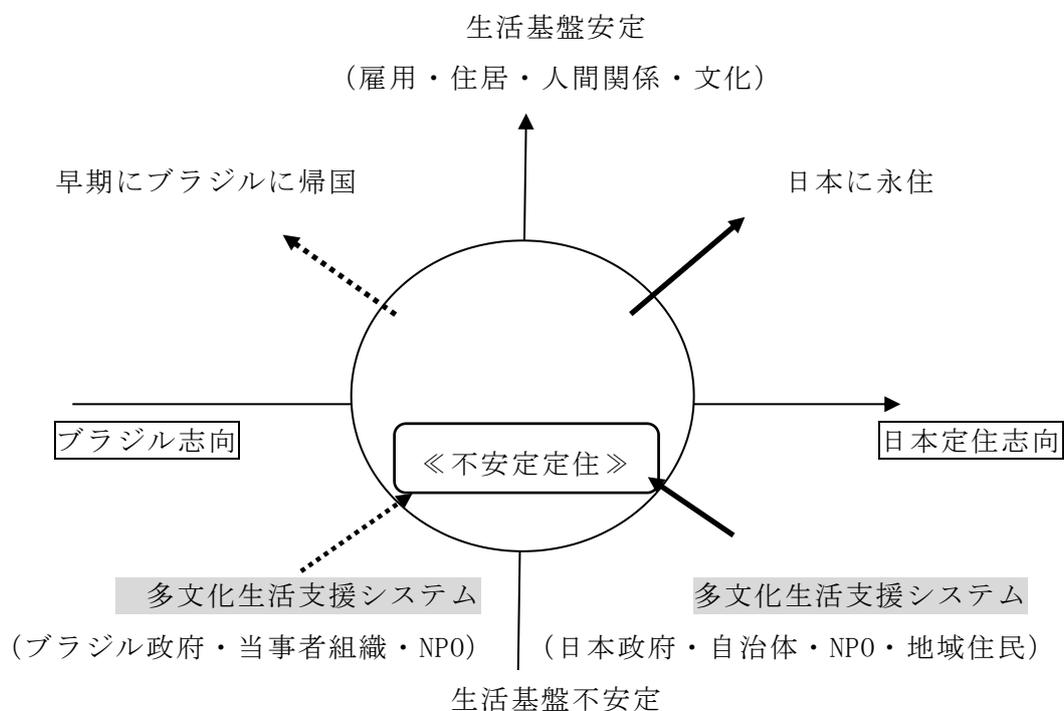


図2 トランスナショナルな移住を支える多文化共生地域福祉の枠組み

そして、多文化共生地域福祉を構築する際には、①民間性、②多様性、③流動性、④グローバルなコミュニティ、⑤労働という5つの視点が重要である。これらの視点を活かし、地域福祉の主体に移民など多様性を明確に位置づけ、コミュニティのなかで、多様な人々と出会い、交流し、ともに学び、働き、生活することの積み重ねによって多文化共生コミュニティを創造していくというプロセスのなかで多文化共生地域福祉が構築されるのではないか。コミュニティは、子ども、障がいをもつ人、高齢者など多様な人々が生活する場であるが、その多様性を尊重したコミュニティ・ワークがより重要になっている。当事者の組織化、ボランティア・NPOとの連携、多文化共生推進計画の策定、多文化ソーシャルワーカーの養成等を推進し、多文化共生コミュニティを創造するなかで、移民の生活支援は、充実・発展していくと考える。

参考文献

『多文化共生地域福祉への展望 多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』朝倉美江/高菅出版/2017年

『移動という経験 日本における「移民」研究の課題』伊豫谷登士翁/有信堂高文社/2013年

『顔の見えない定住化 日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』梶田孝道・丹野清人・樋口直人/名古屋大学出版会/2005年

外国人労働者問題と多文化共生地域福祉

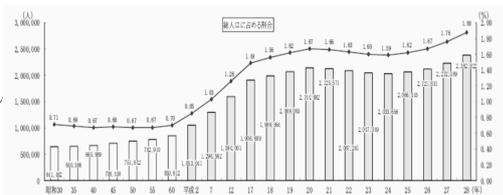
金城学院大学 朝倉美江

はじめに：「外国人」移民とは

- 移民とは、「通常の居住地以外の国に移動し少なくとも12ヶ月間当該国に居住する人のこと（長期の移民）」（国連人口統計局）国籍は問われていない。多くの国では一般的に国外に移住した本人を移民と呼び、移民の子を移民2世という。日本では移民が帰化し日本国籍を取得した場合は移民とは呼ばないのが一般的。
- 日本は移民の受け入れを是認していないが、「外国人労働者」の滞在の長期化に伴い、事実上の「移民」を受け入れていることと等しい状況にある。

増加する移民：238万2822人 「外国人労働者」は過去最多！

在留外国人数と総人口に占める割合の推移



- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
 (注2) 昭和60年末までは、外国人登録者数。平成2年末から28年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数。24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
 (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

日本の「移民」関連政策：労働力問題を中心に

- 1980年：女性移住労働者増加、難民定住センター開設
- 1988年：日系人出稼ぎ増加、「経済計画（世界とともに生きる日本）」
- 1989年：超過滞在者10万人突破
- 1990年：改正入管法施行：日系人「定住者」、**「団体管理型」の外国人研修制度導入：実質的に「単純労働力」受け入れ！**
- 1993年：外国人登録法改正：永住者の指紋押捺、**「外国人技能実習制度」発足**
- 2000年：**国連経済社会局人口部「補充移民－人口減少と高齢化への解決策か」**
日経連労働問題研究委員会報告：外国人労働者の積極的活用
- 2002年：**「犯罪対策閣僚会議」「不法滞在者」半減目標**
- 2003年：文科省「児童生徒支援加配事業」開始（外国人児童等の多い学校への加配）
- 2005年：出入国管理第三次計画（外国人受け入れ開放路線へ）
- 2006年：総務省多文化共生の推進に関する研究会報告書
日本、フィリピンEPA協定（看護師・介護士の受け入れ）締結
- 2007年：入管法改正（日本入国外国人の指紋採取と顔写真義務付け）
- 2008年：EPA協定でインドネシア人看護師・介護士受け入れ
- 2009年：**内閣府「定住外国人施策推進室」設置、入管法改正（在留カードの公布）**

1.外国人労働者問題とは何か？

- 「外国人労働者」とは？
= 日本国籍をもたない労働者：約127.9万人（2017.10月末）
- 「専門的・技術的分野」約23.8万人
- 「定住者」「永住者」「日本人配偶者」約45.9万人
- 「技能実習」約25.8万人
- 「特定活動」（EPAによる看護師・介護福祉士等）約2.6万人
- 資格外活動（留学生のアルバイト等）約29.7万人
- **➡ 「単純労働者」約8割！**

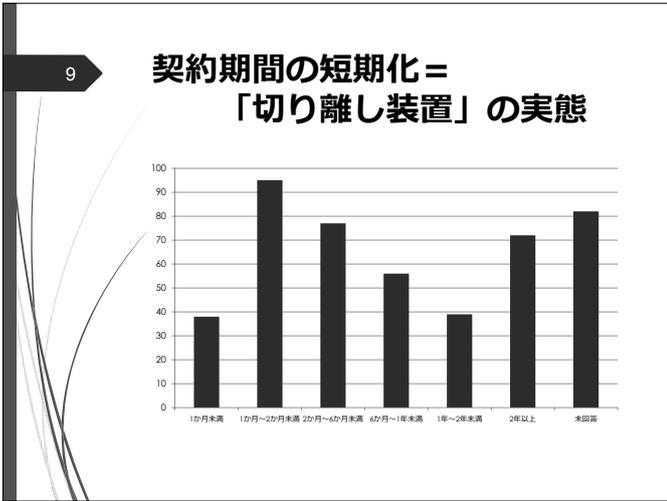
「労働力不足」の切り札としての 日系ブラジル人：「定住者」

- 1908年：781人が「国策」でブラジルへ
- 1980年代後半の日本のバブル経済下の絶対的な人手不足：
「資格外就労者」、**デカセギ（日系一世、二世）増加！**
- **1989年「入管法」改正：原則として「単純労働者不可」、例外的に（現実対応的に）日系3世までは「定住者」就労制限なし！**
↓
- 企業が求める「多様な労働力市場」= 請負、派遣など非正規雇用の増大：3Kの単純労働者
- 日系ブラジル人の移住の特徴は**「ピンポイント移住」**
ブローカー役としての日本の企業（工場）から選ばれたものが、ブラジルの組織（旅行者：仲介業者）とつながって、日系ブラジル人は直接工場のある地域へ移住する。
*背景には、ブラジルのハイパー・インフレ：失われた80年代



8 「切り離し装置」（使い捨て「単純労働者」）としての日系ブラジル人

- ▶ 「市場媒介型」の移住システム（樋口2005）によって、ブラジルから派遣会社の紹介で日本の工場に直接「派遣労働者」として雇用される。そしてその多くは派遣会社の借り上げたアパートなどで生活するようになる。
- ▶ 必要な時だけ雇用され、いつでも「雇い止め」できる**フレキシブルな労働力**として位置づけられた。
- ▶ **社会保険に入らない直接雇用**という日本人の労働者では考えられない存在



2.外国人労働者問題の特徴

「顔の見えない定住化」：外国人労働者がそこに存在しつつも、社会生活を欠いているがゆえに地域社会から認知されない存在：梶田孝道・丹野清人・樋口直人 [2005] 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会

人口が増え、地域のなかで顔は見えきた！

「外国人問題」の顕在化（近隣とのトラブル、労働・医療問題等）

➡ 「もっともむきだし」の形で市場原理に翻弄されている」日系ブラジル人（樋口直人）

➡ 雇用不安は「派遣切り」として現実化した。
不安定な状態のまま帰国できず「定住」

➡ 2008年グローバル恐慌：多くの日系ブラジル人の解雇
一定数は帰国、しかし多くは滞在！！失業給付なし多
生活保護受給、親族ネットと当事者の相互扶助！？

➡ 「不安定定住」の日系ブラジル人の増大！

11 不安定定住とは

- ▶ 不安定雇用（非正規雇用）であることによって居住も不安定であり、そのことがコミュニティでの人間関係も不安定化させている。さらに移民は、国境を超えて移動することから二国間の家族のあり方や地域の生活文化を含むアイデンティティに関わる生活・人生のあり方を問うような、より深刻な不安定さを抱えている。
- ▶ 雇用不安は「派遣切り」として現実化した。
- ▶ 非正規雇用の雇い止め：約22万9千人（厚生労働省2009.7月）、うち住居喪失状況判明者125,386人

*その背景には—
1995年日本経団連『新時代の「日本の経営」』「雇用の柔軟化」
1996年労働者派遣法改正、1999年労働者派遣原則自由化、2004年製造業の派遣も可能に—という「雇用破壊」が背景にあった。

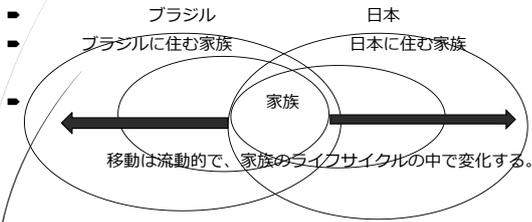
しかし、真っ先に派遣切りに遭ったのは移民である！！

12 A家族の事例

- ▶ A氏はブラジルで一世の両親と5人兄弟で生活。高卒後大学に進学したが、学費が払えなくなり2年で中退。学費を稼ぐために1990年友人と一緒に単身でデカセギに来た。
- ▶ 1996年日本で出会った妻と結婚（妻も15歳の時に両親と兄と来日）同年母が死亡し、ブラジルに一時帰国。
- ▶ 2003年長女6歳、長男0歳時、子どもの教育のためにブラジルに帰国。レストランを経営したが、失敗。長女が日本帰国を希望した。2007年2月単身来日。12月家族も来日。派遣社員になる。
- ▶ 2008年解雇で失業。求職・日本語教室
- ▶ 2011年妻の母ブラジルに帰国。父はそれ以前にうつで帰国。
- ▶ 東日本大震災後も解雇。「日本はずっと忙しんと思ってたが、今は不安。正社員にはなれない。ようやく社会保険に入れたが、ずっと未加入で病院にも行けなかった」現在、娘はブラジルに帰国したいと言いつつ、息子は日本にいたいと言う。

13

トランスナショナルな移住と家族戦略



14

3.外国人労働者問題への支援の実態

■ ブラジル友の会の緊急支援活動



15

サンパウロの日系人街（リベルダーデ）



16

ブラジル・サンパウロ：

CIATE、サンパウロ日本援護協会



実習生の生活、シェルター



18

「移民」への差別と貧困

- 失業給付（雇用保険）を受けていない。
- 「日本語ができない」ことで排除（日本語教育を保障しないまま受け入れられている！日本の責任は？）
- 年金に加入していない。→高齢化する日系ブラジル人
⇒生活保護しか利用できない！
- 不就学児の増加（ダブルリミテッド）
⇒非正規雇用にししか就けない：デカセギ二世世代＝貧困の再生産

⇒ 生活保護費の増大？

⇒ コミュニティの不安定：非行・犯罪？

日本の移民政策の現状

19 第5次出入国管理基本計画

「出入国管理行政は、我が国経済社会の活性化と健全な発展に資することを使命として」いる！

「日本再興戦略」改訂2015：経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人人材の受入れの在り方について具体的に検討。移民政策と誤解されないように進める。

技能実習制度の見直し（職種拡大「介護」も、期間延長、受入れ枠拡大）

*外国人技能実習生2万5千人が失踪（2004-2014）法務省

■ 放置される外国人障害者・高齢者の無年金、1982年国民年金法の国籍条項が削除されたが、経過措置はとられなかったため当時20歳以上の外国人障害者、35歳以上の外国人は無年金者となったまま。「外国人労働者」の無保険・無年金問題もより深刻に。

■ * 婦人相談所：外国人保護1910人（2010-2014）「支援提供できるスタッフがいらない」（毎日新聞2015.12.27）

■ 福島原発に外国人実習生：東電、就労制限反し（毎日新聞2018.5.1）

■ 2018年：日系4世に就労資格

■ 2019年：外国人技能実習生5年後さらに5年間の就労資格

排除されるマイノリティ

20

■ 集団のなかで、異質な者、普通でない者、いるべきでない者とみなされ、差別や排除の対象とされる人々のカテゴリー

例：民族的少数者、障がい者、同性愛者、女性など

■ 格差・貧困・社会的排除の拡大⇒マイノリティは増加

■ 先住民は「同化」するものとして位置づけられてきた。

「人格的存在を欠いた労働力としてしか捉えられない契約労働者が人間的な存在を回復することこそ、グローバル化に直面した各国が共通に抱える課題である」（丹野清人）

4. 多文化共生地域福祉への展望

21

■ 多文化共生地域福祉とは？

1) 地域福祉の主体：住民のなかに移民など多様性を明確に位置づける。

2) 地域福祉の理念：ノーマラゼーションとともに多文化共生（マイノリティの人権尊重、国籍・文化・言語などの違いを尊重しあう）を位置づける。

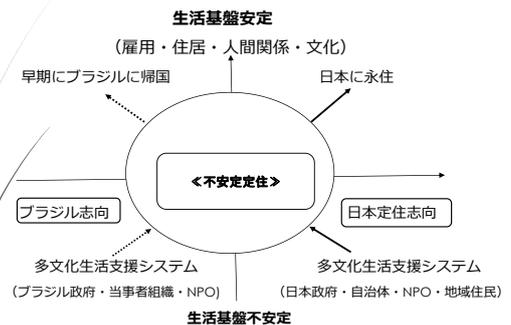
3) 地域福祉のコミュニティのなかにグローバルなコミュニティを位置づける（国境を超えた支援）

■ 地域福祉を強化する5つの視点

- ①民間性、②多様性、③流動性、
- ④グローバルなコミュニティ、⑤労働

トランスナショナルな移住を支える多文化共生地域福祉の枠組み

22



23

移民の時代 = 多様性の時代

■ すべての地域が移民と関わる時代である。世界的な「移民の時代」において、外国人労働者だけでなく、さまざまな目的をもつ海外から移動してきた人びとが日本のなかで生活しており、また日本から出かけている。人びとは移動のなかに住まうのである。（伊豫谷登士翁）

- 「沖縄人」の問題
- 福島「難民」問題、大震災などの被災者のおかれた状況。
- 増加する非正規雇用のワーキングプア
- グローバル下においてはトランスナショナルな移民の増加

↓
ライフサイクルによって変化する多様な生活を受け止めるコミュニティを創造しない限り私たちの明日に安心はない！

EU:「ワンストップ・センター」「インターカルチュラル・シティ」

韓国:2004年「雇用許可制」、2007年「在韓外国人処遇基本法」、2008年「多文化家族支援法」

日本では、国による移民(統合)法の制定がもっとも大きな課題！

24



朝倉美江『多文化共生地域福祉への展望 多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』高菅出版、2017年

日本社会福祉学会第 66 回春季大会

■テーマ：「外国人への支援～多文化共生社会とソーシャルワーク～」

■趣旨：

外国人の定住化が進むにしたがい、人々の孤立や不安定な雇用などの現代社会の課題は、日本に暮らす外国人を取り巻く生活状況に影響を及ぼしている。結婚や離婚、ドメスティック・バイオレンス問題、居住の不安定さ、子どもの教育、労働、経済的問題と課題は山積している。つまり、さまざまな局面で社会的課題が明確化してきている。地域における外国人への支援にむけて、ソーシャルワークのあり方を再検討していく必要がある。

2016年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が公布され、2017年11月から施行された。この制度は技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものである。これによって今後、対象者が国内で増加していくこと、また実習対象の職種に介護職が入ったことは大きな変化である。社会福祉をとりまくさまざまな側面で、外国人支援のあり方が問われていく。

この問題に限らず、日本で暮らす外国人が生活上どのような困難やニーズを抱えているのか、文化が異なることによってどのような葛藤が生じるのかを改めて把握し、その多様な文化を橋渡しする、多文化共生社会の実現にむけたソーシャルワークの実践から学ぶことは、これからの社会福祉を考えていく上で極めて重要なテーマである。地域共生社会のなかに外国人支援をどう位置づけていくのか、改めて社会福祉としての意味づけを行い、ソーシャルワークの新たな方向性を模索したい。

■主催：一般社団法人日本社会福祉学会

■日時：2018年5月27日（日） 13：00～17：00（受付12：00）

■会場：東京通信大学 新宿駅前キャンパス（コクーンタワー）21階211教室

■参加費：事前申込：1,000円 当日：1,500円

*但し、学生（大学生・大学院生）の方は、会員・非会員を問わず、参加費を免除しますので、受付で学生証を提示してください。

■プログラム：

*敬称略

*プログラムの進行上、時間は多少ずれる場合があります。

【全体司会】山野 則子（大阪府立大学）

開 始 13:00

開会あいさつ 日本社会福祉学会新会長

日本社会福祉学会 2017 年度学術賞受賞者講演

「研究の発想、方法の選択、解釈と概念装置

—『社会福祉のトポス—社会福祉の新たな解釈を求めて』を素材に—」

【講師】 岩田 正美（日本女子大学名誉教授）

シンポジウム

「外国人への支援～多文化共生社会とソーシャルワーク～」

【シンポジスト】 三浦 知人（社会福祉法人青丘社）

石河久美子（日本福祉大学）

朝倉 美江（金城学院大学）

【コーディネーター】 加山 弾（東洋大学）

【コメントーター】 鍾 家新（明治大学）

閉会あいさつ 日本社会福祉学会新副会長

終 了 17:00

* 同日 10 時から正午まで、定時社員総会が開催されます。

代議員でなくても会員であれば参加できますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。

■参加申込み方法

本大会から Web による事前参加申込を行います。

学会 HP 第 66 回春季大会案内のページ (<http://www.jssw.jp/event/conference.html>) の、「■参加申込み方法」に記載された申込 URL にアクセスし、必要事項を入力の上、申込を完了してください。

申込完了後、申込完了通知メールが配信されます。参加費納入先は郵便振替口座です。口座情報は申込完了通知メールに記載されていますので期限内に振込を完了してください。

* 手話通訳が必要な方は事前にヘルプデスクまでご連絡ください。

■申込み・連絡先

一般社団法人日本社会福祉学会大会ヘルプデスク

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

TEL : 03-5937-0047 FAX : 03-5227-8632 E-mail : jssw-spring@bunken.co.jp